

強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。「東大日本史のみかた」も8年目に入りました。今年も最新の東大の入試問題を題材にお話をしていきたいと思っています。

さて、みなさん、1週間ほど時間がありました、どのような解答が仕上がったでしょうか？今回取り上げた東大日本史の第1問は古代からの出題で「国司と郡司」をテーマにした問題でした。律令制下における国司や郡司の特徴に関しては、受験の知識としてもオーソドックスですし、東大でも過去に出題されたことのある内容でしたので、比較的考えやすい問題であったと思います。

それでは解説を始めていきましょう。

<律令制のなかの郡司>

設問

A 郡司は、律令制の中で特異な性格をもつ官職といわれる。その歴史的背景について2行以内で説明しなさい。

設問Aは「律令制の中で特異な性格をもつ官職」である郡司が、その性格をもつことになった「歴史的背景」を説明するものでした。まずはその「特異な性格」を明確にしなければなりませんね。

資料文(2)を見てみましょう。

(2) 律令の規定によれば、郡司は任期の定めのない終身の官職であり、官位相当制の対象ではなかったが、支給される職分田(職田)の額は国司に比べて多かった。

ここから、郡司というものが、

- ① 任期の定めのない終身の官職である
- ② 官位相当制の対象ではなかった
- ③ 支給される職分田(職田)の額は国司に比べて多かった

という3点を読み取ることができます。なかでも、①・②に関しては律令制中での「特異な性格」と言えますね。では、郡司がそのような「特異な性格」を持つことになった「歴史的背景」とは何でしょうか。次に資料文(1)を見てみましょう。

(1) 『日本書紀』には、東国に派遣された「国司」が、646年に国造など現地の豪族を伴って都へ帰ったことを記す。評の役人となる候補者を連れて帰り、政府の審査を経て任命されたと考えられる。

まず、「646年」という西暦年から「改新の詔」を頭に浮かべることができますね。つまり、当時の改新政府は中央集権化を進める中で、国造など現地の

強者の戦略

豪族を評の役人（＝後の郡司）に任命したのです。そこには、中央集権化の途上にある改新政府が、国造など現地の豪族がそれまでに有していた地方における支配力を活用したいという思惑を持っていたことを考えることができます。そのため、郡司には律令制の中にあっても、様々な権限が認められたのではないのでしょうか。終身の官職であり、官位相当の制の対象でなかっただけではなく、中央から派遣される国司に比べても支給される職分田（職田）の額が多かったのは、その一端と考えられるのです。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 改新政府は、地方の支配力を有していた国造など現地の豪族を郡司に任命することで、律令制に基づく中央集権化を進めようとした。(60字)

<国司と郡司の関係の変化>

設問

B 国司と郡司とは、8世紀初頭にはどのような関係であったか。また、それは9世紀にかけてどのように変化したか。4行以内で述べなさい。

設問Bは国司と郡司の関係が、

a. 8世紀初頭にはどのような関係であったか

b. 9世紀にかけてどのように変化したか

の2点を考える問題でした。では、資料文(3)・(4)・(5)から考えてみましょう。

(3) 国府の中心にある国庁では、元日に、国司・郡司が誰もいない正殿に向かって拝礼したのち、国司長官が次官以下と郡司から祝賀をうけた。郡司は、国司と道で会ったときは、位階の上下にかかわらず馬を下りる礼をとった。

(4) 郡家には、田租や出挙稲を蓄える正倉がおかれた。そのなかに郡司が管轄する郡稲もあったが、ほかのいくつかの稲穀とともに、734年に統合され、国司の単独財源である正税が成立した。

(5) 郡司には、中央で式部省が候補者を試問した上で任命したが、812年に国司が推薦する候補者をそのまま任ずることとなり、新興の豪族が多く任命されるようになった。

a. 8世紀初頭にはどのような関係であったか

まず、資料文(3)の「国府の中心にある国庁では、元日に、国司・郡司が誰もいない正殿に向かって拝礼した」の意味を考えてみましょう。「誰もいない正殿に向かって拝礼」とは、すなわち「天皇」（もしくは「現人神たる天皇」）に対して拝礼をしたと読み替えることができます。そして、その際には国司・郡

強者の戦略

司の差はなく、等しく拝礼を行っています。これは、**天皇支配のもとでは、国司も郡司も同等の立場**であったことを意味していますね。これは、資料文(5)の「郡司には、中央で式部省が候補者を試問した上で任命した」という表現にもみられます。つまり、国司はもちろんのこと郡司の任命に関しても中央の試問を受けていた、つまり**天皇から任命される官職としては同等であった**ということになります。

一方で、資料文(3)の「国司長官が次官以下と郡司から祝賀をうけた」、「郡司は、国司と道で会ったときは、位階の上下にかかわらず馬を下りる礼をとった」という表現からは、**国司、特に国司長官に対して郡司は従属的な立場であった**ことを読み取ることができます。

また、資料文(4)の「郡家には、田租や出挙稲を蓄える正倉がおかれた。そのなかに郡司が管轄する郡稲もあった」からは、**郡司が人民から徴収した租税の管理をまかされ、その運用に当たっていたこと**を読み取ることができます。これは設問Aでもみた、郡司が地方の支配力を有していた国造など現地の豪族から任命されており、その伝統的な支配力が律令制の中でも引き続き活用されたことの一環と考えることができます。

b. 9世紀にかけてどのように変化したか

資料文(4)の「ほかのいくつかの稲穀とともに、734年に統合され、国司の単独財源である正税が成立した」からは、**それまでの郡司によって行われていた租税の管理や運用が国司によってなされるようになったこと**を読み取ることができます。つまりは、地方の支配において郡司の権限が縮小され、国司の権限が強まっていったことを示していますね。

また、資料文(5)の「812年に国司が推薦する候補者をそのまま任ずることとなり、新興の豪族が多く任命されるようになった」からは、それまで**国造など現地の豪族から任命されていた郡司が、国司によって選任されること**になり、これも国司の権限の

強まりを示しています。

つまりは、9世紀にかけて、それまで郡司がもっていた権限は縮小され、変わって国司の権限の強まりがみられたのです。それは、**中央集権化が進展する中で、地方の支配も伝統的な郡司による支配から、律令制の国司による中央主導の支配へと移行していったことを示しているのです。**

では、以上をまとめて解答を作成してみましょう。

【解答例】

B 8世紀初頭、国司と郡司は天皇から任命される官職としては同等であったが、郡司は国司に対して従属的な立場をとる一方で、租税の管理・運用の権限はもった。しかし、9世紀にかけては国司が租税の管理・運用や郡司の選任を行うなど、その権限を強めていった。(120字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！